

○交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について(通達甲)

平成28年 1 月18日

免許発第13号

題名改正〔令和 7 年免許発147号〕

改正 令和 7 年 5 月28日免許発第147号

(県民、情管、生企、地域、捜一、交企、交指、高速)

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

運転免許保有者の死亡を認知した場合の措置等被害者支援に関し「交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について(例規)」(平成 9 年 5 月15日高免発第141号ほか)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年 6 月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該更新連絡書等の発送停止措置要領について別添のとおり定め、平成28年 2 月 1 日から運用することとしたので、周知徹底されたい。

別添

交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領

第1 制度の趣旨

運転免許を有する者が、交通事故等によって死亡し、当該事実を警察において認知したにもかかわらず、運転免許証又は免許情報記録(以下「免許証等」という。)の更新連絡書(道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第 3 項の規定により公安委員会が免許を現に受けている者に対し送付する免許証等の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項を記載した書面をいう。以下同じ。)をはじめとした運転免許行政に関する書面(以下「更新連絡書等」という。)を送付した場合、当該遺族から苦情が寄せられることが考えられる。

更新連絡書等の送付に係る情報提供業務は、法令の規定に基づき又は任意に行っているが、対象者が既に死亡している場合にこれを行うことは、送付を受けた遺族の感情に反するばかりでなく警察に対する不信感を生じさせることにもなる。

そこで、県警察における犯罪被害者等支援の一環として、このような場合の更新連絡書等の発送停止措置を推進することとしたものである。

第2 対象者及び対象文書

1 発送停止対象者

更新連絡書等の発送を停止する対象者(以下「対象者」という。)は、死亡時において16歳以上であった者であって、(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

(1) 次に掲げる者のうち、警察において死体を取り扱い、かつ、身元確認が確実にできたもの(当該者の住所(住居)地を問わない。(2)において同じ。)

ア 交通事故により死亡した者

イ 交通事故以外の過失事件により死亡した者

ウ 殺人、傷害致死等事件により死亡した者

エ アからウまで以外で死亡した者

(2) (1)に掲げる者のほか、各部門の所掌に属する事務の遂行のために死亡確認及び身元確認を確実に行った者で、遺族から死亡の届出がなされたものである等警察においてそれらの確認がなされたことを遺族が承知しているもの

2 発送停止対象文書

対象者への発送を停止する対象文書は、次に掲げる文書とする。

(1) 更新連絡書

(2) 累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書(自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第3号又は第4号の規定に基づく書面をいう。)

(3) 行政処分又は講習業務に関係する書面等で道路交通法令に基づくもの

第3 通報連絡責任者の指定

1 本要領の円滑な推進等を図るため、免許センター、高速隊及び署に通報連絡責任者を置き、相互の連絡を密にするなど通報連絡体制を確立するものとする。

2 通報連絡責任者は、免許センターにあつては免許担当課長補佐、高速隊にあつては副隊長、署にあつては交通課長をもって充てる。

第4 措置要領

1 第2の1(1)の対象者を取り扱った場合の措置

(1) 交通事故捜査処理、検視等を行った取扱担当者は、対象者の人定事項、死亡原因、死亡年月日等を当該所属の通報連絡責任者に連絡すること。この場合において、検視等に際して取扱担当者等が当該対象者の免許証等を確認したか否かについても併せて連絡すること。

(2) (1)の連絡を受けた通報連絡責任者は、対象者の免許照会を行い、当該

対象者が運転免許を有することが判明したときは、その住所(住居)地を問わず別記様式の運転免許保有者の死亡について(以下「通報書」という。)により免許センター長に通報すること。

2 第2の1(2)の対象者を把握した場合の措置

- (1) 県本部において対象者を把握した職員は、対象者の免許照会を行い、当該対象者が運転免許を有するときは、その住所(住居)地を問わず通報書を作成し、所属長の決裁を得て、免許センター長に通報すること。
- (2) 署において対象者を把握した職員は、対象者の人定事項、認知・死亡年月日、免許証等の確認の有無等を署の通報連絡責任者に連絡するものとする。連絡を受けた通報連絡責任者は、対象者の免許照会を行い、当該対象者が運転免許を有するときは、その住所(住居)地を問わず通報書により免許センター長に通報するものとする。

なお、対象者が管内居住者であるときは、電話等により対象者の住所地の市町村役場に対象者の死亡届出がなされていることを確認すること。

3 通報を受けた免許センターの措置

- (1) 対象者の住所(住居)地が県内にある者の通報を受けた場合は、必要に応じて対象者の免許照会を行い、その結果、当該対象者が運転免許を有する者であったときは、警察共通基盤システムから当該対象者の免許データについて死亡による取消登録を実施し、必要なリストを作成して6年間保存すること。
- (2) 対象者の住所(住居)地が、高知県外にある者の通報を受けた場合は、対象者の免許照会を行い、その結果、当該対象者が運転免許を有する者であったときは、速やかに当該府県警察の運転免許担当課に必要事項を通報すること。
- (3) 他の府県警察の運転免許担当課から通報を受けた場合は、対象者の住所地を管轄する署の通報連絡責任者を通じて対象者の住所地の市町村役場に対象者の死亡届出がなされていることを確認して、(1)により措置を講じること。

4 対象者以外の者の死亡に関する情報を把握した場合の措置

県警察において死亡確認及び身元確認は行っていないものの、運転免許を受けていた者が死亡したという事実に関する情報の提供を当該者の遺族から受けた場合は、県本部(高速隊を除く。)において情報を把握した職員は免許担当課長補佐に、高速隊又は署において情報を把握した職員は通報連絡責任者に連絡し、遺族の意向を考慮した必要な措置を講じること。

(別記様式省略)